

京情審答申第36号
平成14年1月28日

京都府知事
荒 卷 禎 一 様

京都府情報公開審査会
会 長 錦 織 成 史

公文書部分公開決定に係る異議申立てに対する決定について(答申)

平成10年1月28日付け10府第24号、平成10年2月10日付け10農産第136号及び平成10年2月13日付け10商第104号で諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件異議申立ての対象となった部分公開決定において、実施機関が非公開とした部分のうち、別表に記載する部分を公開すべきである。
実施機関のその余の判断は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 平成9年9月22日、異議申立人は京都府情報公開条例（昭和63年京都府条例第17号。以下「条例」という。）第4条の規定により、京都府知事（以下「実施機関」という。）に対し、別紙記載の公文書（以下「本件公文書」という。）を公開請求した。
- 2 実施機関は、条例第8条第3項の規定により、決定期間を同年11月20日まで延長し、同日付けで、別紙のとおり、部分公開決定を行い異議申立人に通知した。
- 3 平成10年1月20日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、部分公開決定処分（個人印の印影、法人代表者の印影並びに写真（個人を特定できるもの）、工事詳細設計書並びに設計図面（9商第998-1、998-2及び998-3号）、法人の口座番号等（9商998-2号）及び個人の氏名並びに役職名等個人が特定され得る部分（公務員の氏名等を除く。）（9農産第1249号及び9畜産第1050号）を除く。以下「本件処分」という。）を不服として実施機関に対し異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。

第3 諮問案件の併合

上記の異議申立ては、異議申立人が同一であり、いずれも同和関係補助金交付事業に関する公文書に係る事案について提起されたものであるから、当審査会は、一括して審議を行い、答申することとした。

第4 本件申立ての趣旨

本件申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

第5 異議申立人の主張要旨

異議申立人が異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

1 本件補助金交付事業に関連する地区が特定され得る情報が条例第5条第6号に該当しないことについて

実施機関は、同和問題が解決されたといえない状況の下で、同和地区が特定され得る情報を公開することが、差別を助長し、人権侵害を生ずるおそれがあり、ひいては同和・人権施策の推進に著しい支障が生じるおそれがあると主張する。

まず、同和問題が未解決である現状認識の根拠として、同和関係の人権侵害事件が平成8年度に4件発生したことをあげるが、同和問題の解決の基準を部落差別事象が皆無となる点に求めているのは正しくない。むしろ部落差別事象が社会的に受け入れられなくなることを考えるべきである。そのほとんどが差別落書きと思われる4件は実質的な差別事件のなくなった状態の指標であると考えべきである。

仮に、一般的な同和問題の現状認識が実施機関の主張するとおりであったとしても、本件情報の公開と実施機関が主張する不都合との間の因果関係が全く説明されていない。

そもそも、同和地区内外の格差は既に是正され、同和施策を終結させ一般施策に移行させるべき時期に至っている。

したがって、補助金の必要性がなく、あるいは補助金が適正に使用されていない場合、府民的な批判が起こるかもしれないが、それは社会的差別や人権侵害とは別物であり、明確に区別されなければならない。

さらに、そのことが府の同和・人権施策の推進に著しい支障を生じるとは、いかなることを想定しているのだろうか。そのことが一部運動団体の意向に沿わないことを意味するとすれば、今日、運動団体からの自主性の確立こそが求められていることにかんがみて、とうてい認めることができない。

条例第5条第6号の当該もしくは同種の事務事業の公平かつ適切な執行に著しい支障が生じるおそれのあるものとは、同号が例示するような「取締り、監督、立入検査、試験、入札、交渉、涉外、訴訟、許認可」に相当する事務事業でなければならない。これらと同和・人権施策とが全く異質の事業であることは一目瞭然であり、実施機関が同号を根拠とすることは明らかな拡大解釈であり許されない。

2 個人の氏名、所属団体名、職業、勤務先及び役職等が条例第5条第1号に該当しないことについて

研修会等の講師は、府の補助金を含めて公的な資金から報酬を受け取り、不特定多数を対象に研修等を行い、しかも講師の氏名等の

刷り込まれた案内チラシなどが配布あるいは掲示されていることが多く、既に講師の氏名や写真は、私的領域の枠内にはない。

また、実施機関は、研修会等の講師は、広く周知されていることは想定されていないことや、地区内講師も想定されることを理由にあげる。しかし、周知広報されていないということなどはありえない。

また、地区内講師が一部いたとしても、そのことは他人に知られたくないということとの因果関係を何ら説明したことにはならない。

3 事業実施組合の従業員の収入、収入支出計画及び資金調達方法等が条例第5条第3号に該当しないことについて

実施機関は、正当な利益を害すると認められないものも含む、内部管理に関する一切の情報を非公開としている。

しかし、条例第5条第3号の趣旨は、法人等又は事業を営む個人の正当な利益の保護である。

したがって、同号で非公開とされるのは正当な利益を害すると認められるものに限られるのであって、経営方針、経理等事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報が、一切全て非公開とされてよいわけではない。

よって、正当な利益を害すると認められないものについては、公開されなければならない。

4 予定価格（金額の部分）が条例第5条第6号に該当しないことについて

実施機関は、入札の予定価格を、落札後、公表することもできないと主張する。しかし、条例第5条第6号に規定されている入札は、入札手続が終了する以前に、入札情報を公開することを念頭においている。

そもそも、地方自治法（昭和22年法律第67号）が契約を原則として入札とした趣旨は、契約の公正と必要最低価格での契約を目指したからにはほかならない。予定価格を事後的に公表してはじめて、府民のチェックが可能となり、入札の公正を担保でき、最低価格実現の近道である。また、実施機関は、予定価格の事後公表について、これを可とする自治体と不可とする自治体があることを前提に、当該自治体が不可とする立場であることを理由とする。しかし、政府も公表を是とする立場を明らかにして、自治体も公表を可とする立場へ一斉に替わっている最中であり、当該自治体の姿勢に引きずられるべきではない。よって、予定価格は公表されなければならない。

第 6 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び実施機関の職員の口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

1 本件公文書について

- (1) 本件公文書のうち府民労働部が所管する公文書は、同和地区の振興を図るため、同和対策のために設置された公共的施設等で市町村（京都市を除く）が行う事業に要する経費についての補助金の交付事務に係るものである。

具体的には、同和地区文化芸術振興事業に要する経費について補助することを目的とした「同和地区文化芸術振興事業補助金」に係る公文書及び同和地区青少年・女性活動促進事業に要する経費について補助することを目的とした「同和地区青少年・女性活動促進事業補助金」に係る公文書（以下「府民労働部関係文書」という。）であり、その内容は次のとおりである。

ア 「平成 8 年度同和地区文化芸術振興事業補助金の交付決定及び経費の支出について」は、市町村からの交付申請書及び交付決定並びに経費の支出に係る一連の決裁文書である。

イ 「平成 8 年度同和地区文化芸術振興事業補助金の額の確定について」は、市町村からの実績報告書及び補助金の額の確定に係る一連の決裁文書である。

ウ 「平成 8 年度同和地区青少年・女性活動促進事業補助金の交付決定及び経費の支出について」は、市町村からの交付申請書及び交付決定並びに経費の支出に係る一連の決裁文書である。

エ 「平成 8 年度同和地区青少年・女性活動促進事業補助金の額の確定について」は、市町村からの実績報告書及び補助金の額の確定に係る一連の決裁文書である。

- (2) 本件公文書のうち商工部が所管する公文書は、同和地区の産業振興を図るため、市町村（京都市を除く）が同和地区居住者を構成員とする中小企業等協同組合又は協業組合を対象に行う共同作業場の建設及び機械設備の設置に要する経費について、市町村に対し補助することを目的とした「同和地区産業振興補助金」に係る公文書（以下「商工部関係文書」という。）であり、その内容は次のとおりである。

ア 「平成 8 年度京都府同和地区産業振興補助金の交付決定及び経費の支出について」は、市町村からの交付申請書及び交付決定並びに経費の支出に係る一連の決裁文書である。

イ 「平成8年度京都府同和地区産業振興補助金（平成8年度実績分）の額の確定について」は、市町村からの実績報告書及び補助金の額の確定に係る一連の決裁文書である。

ウ 「平成8年度京都府同和地区産業振興補助金（平成9年度繰越分）の額の確定について」は、平成9年度繰越分についての市町村からの実績報告書及び補助金の額の確定に係る一連の決裁文書である。

- (3) 本件公文書のうち農林水産部が所管する公文書は、同和地区の農林漁業経営の安定と農林漁家の生活水準の向上を図るため、市町村等が農林漁業近代化施設を整備する場合、その経費について補助することを目的とした「農林漁業同和対策事業（小規模地域改善対策事業）費補助金」に係る公文書（以下「農林水産部関係文書」という。）であり、その内容は次のとおりである。

ア 農産流通課所管の「平成8年度農林漁業同和対策事業（小規模地域改善対策事業）費補助金の交付決定について（第1次）」並びに「平成8年度農林漁業同和対策事業（小規模地域改善対策事業）費補助金の交付決定について（第2次）最終」及び畜産課所管の「平成8年度農林漁業同和対策事業（小規模地域改善対策事業）費補助金の交付決定について」は、市町からの補助金の交付申請書及び交付決定に係る一連の決裁文書である。

イ 農産流通課所管の「平成8年度農林漁業同和対策事業（小規模地域改善対策事業）費補助金の額の確定について」及び畜産課所管の「平成8年度農林漁業同和対策事業（小規模地域改善対策事業）費補助金の額の確定及び支出について」は、市町からの実績報告書及び補助金の額の確定並びに支出に係る一連の決裁文書である。

- 2 本件補助金交付事業に関連する地区が特定され得る情報が条例第5条第6号に該当することについて

同和地区の生活環境をはじめとする物的な基盤整備は、おおむね完了し、地区内外の格差は大きく改善されてきたものの、平成8年の地域改善対策協議会の意見具申において述べられているように、「高等学校や大学の進学率にみられる教育の問題、これと密接に関連する不安定就労の問題、産業面の問題など、格差がなお存在している分野がみられ、差別意識は着実に解消に向けて進んでいるものの結婚問題を中心に依然として根深く存在している。また、人権擁護機関の対応はなお十分なものとはいえない」状況にあり、「国及び地方公共団体は一致協力して、残された問題の解決に向けて積極的に取り組んでいく必要がある。」とされている。

これを受け、府においても、産業・職業対策及び教育対策につい

ての事業並びに人権啓発事業などの同和・人権対策に積極的に取り組んでいるところである。

しかしながら、京都地方法務局の調査によると、同和関係の人権侵犯事件が、平成8年度においても4件発生したという状況にある。

このように、同和問題が解決されたとはいえない状況下において、当該事業の地区名等のような、府内の同和地区が特定され得る、又は推定され得るような情報を公開することは、社会的差別を助長し、人権侵害を生じさせるおそれがあり、ひいては、今後の府の同和・人権施策に著しい支障が生じるおそれがあると認められる。

3 個人の氏名、所属団体名、職業、勤務先及び役職等が条例第5条第1号に該当することについて

府民労働部関係文書に係る本件補助金交付対象事業は、同和地区の文化芸術の振興及び青少年・女性活動を図ること等を目的として同和対策のために設置された公共的施設等が実施するものであり、広域を対象として実施するというよりも、通常当該地区を対象として実施するものと想定されることから、事業の実施にあたり、広く周知広報されているとは想定されない。

また当該事業の講師については、外部から招聘した者ではなく、当該事業で育成された当該地区に居住している者が行っている場合も想定される。

したがって、講師として行った活動は、個人の社会活動に関するものであり、通常他人に知られたいと望むことが正当であると認められる。

4 事業実施組合の従業員の収入、収入支出計画及び資金調達方法等が条例第5条第3号に該当することについて

商工部関係文書に係る本件事業実施組合は、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく組合であり、同法で規定する範囲において、自由な事業活動が認められており、その事業活動上の利益は十分に尊重・保護されなければならない。

当該組合の従業員1人あたりの収入（常勤者）、収入支出計画、資金調達方法及び組合に発注する企業の概要、発注条件等は、組合が事業活動を行う上での内部管理情報であり、これらの情報を公開することにより、組合の競争上の地位その他の正当な利益を害すると認められる。

5 予定価格（金額の部分）が条例第5条第6号に該当することについて

予定価格とは、普通地方公共団体が契約を締結する場合にあらか

じめ作成する契約金額の基準となる価格をいい、予定価格は実質的に契約予定金額の上限としての性質を有するものである。

こうした性質を有する予定価格の公開についての地方公共団体の考え方は、一方では、予定価格をもとに将来行われる同種の工事等の予定価格を類推することが可能になり、予定価格直下の入札価格の集中をもたらし、契約金額が常に上限で落札されることになり、入札に係る経費の著しい増大を招くことになるため、競争入札制度が機能しなくなるおそれがあるなど、著しい支障が生じるおそれがあるとして、入札執行後においてもこれを公開することはできないとする考え方と他方、公開することにより、不正な入札の抑制力となり得、積算の妥当性の向上が図れるとして、公開しても支障がないとの考え方もあるところである。

農林水産部関係文書に係る本件予定価格は、京都府が作成した予定価格ではなく、交付すべき補助金の額を確定するため知り得た市町の情報である。

このため、公開すべきかどうかの判断にあたり、市町に対し意見を求めたところ、綾部市においては予定価格の公開については、事務事業の著しい支障が生じるおそれがある旨の回答を得たものである。当該補助金の交付先である綾部市の入札業務の公正かつ適正な執行に著しい支障が生じると、府における当該補助事業等の目的が達成されなくなるおそれがあるため、条例第5条第6号に該当すると判断し、綾部市が作成した予定価格のみ公開しない。

6 対象畜種・受益頭数が条例第5条第1号及び第6号に該当することについて

個人が特定され得る情報であり、同和対策事業の対象地区住民であることが明らかになり、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。

また、当該個人及び地区が明らかになると社会的差別が助長されるおそれがあり、府の同和・人権施策の推進に著しい支障が生じると認められる。

第7 審査会の判断理由

1 基本的な考え方

公文書公開についての条例の基本的理念は、その前文においてうたわれているように、府民に公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、積極的に情報を提供することにより、府民の府政に対する理解と信頼を深め、府政のより公正な運営を確保し、府民参加の開かれた府政の一層の推進を図り、併せて府民福祉の向上に寄与しようとするものである。

このような基本的理念を実現するためには、府が保有する情報は公開を原則とするべきであるが、その情報の中には、公開することにより個人のプライバシーや法人等の正当な利益を損なうものもある。

このため、立法者は条例の制定に際し、制度の趣旨、公文書の公開・非公開に係る公益性、有用性等を総合衡量した結果、原則公開の条例においても、なお、例外的に非公開とせざるを得ない情報があると判断し、これを条例第5条において公開をしないことができる公文書として具体的に類型化し、規定したものである。

しかし、同条各号に定める情報に該当するか否かについては、当該情報のみを取り出し、抽象的にとらえて判断するのではなく、当該情報を取り巻く諸事情をも考慮に入れ、個々の事例に即し、具体的に判断されなければならない。

2 具体的な判断及びその理由

(1) 本件補助金交付事業に関連する地区が特定され得る情報について

当該情報は、これらを公開すれば、本件補助金交付事業に関連する地区が特定され得ると実施機関が主張する情報であり、具体的には、地区名、施設名、団体名及び写真などを指すものと認められる。

実施機関は、これらの情報については、条例第5条第6号後段に該当すると説明するので、これについて検討する。

条例第5条第6号後段は、事務事業の性質上、それらに係る情報を公開すれば、当該又は同種の事務事業を実施しても予想どおりの成果が得られず、実施する意味を喪失するおそれがある場合、あるいは公開することにより特定の者に不当な利益を与えるもの、経費の著しい増大や事務事業の実施の時期の大幅な遅延を招くものなどを非公開とできる旨定めたものである。

異議申立人は、同号を適用するには、同号に例示するような事務

事業に相当するものでなければならず、同和・人権施策を含めることは拡大解釈として許されないと主張するが、同号に該当する事務事業とは、列挙された事務事業に限定する趣旨ではなく、公開することにより事務事業に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが想定される典型的な事務事業を例示したものであると考えられる。

したがって、同和・人権施策も府が行う「その他の事業」に該当すると認められるので、この主張には理由がない。

次に、これらの情報を公開すれば「事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障が生じるおそれ」があるかどうかについて検討する。

異議申立人は、同和地区が特定され得る情報を公開することにより、社会的差別が助長され、人権侵害を生じるおそれがあるとの実施機関の主張に対し、補助金の使われた地区であることが判明することと社会的差別や人権侵害との関係との間に社会的に意味のあるつながりは見いだせないと主張する。また、同和施策は終結させ一般施策に移行させるべき時期に至っているのであるから、補助金の適正使用のチェックの必要性が高く、社会的差別などの問題とは明確に区別されなければならないとも主張する。

確かに、同和対策事業が一般施策に移行されるべき時期に至ってはいるが、平成8年地域改善対策協議会総括部会報告書も示すとおり、同和対策事業の一般施策への移行は、「同和問題の早期解決を目指す取り組みの放棄を意味するものでないことは言うまでもない。一般施策移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち遅れのあることも視野に入れながら、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められる」のであり、同和問題の早期解決のための施策がなくなることを意味するものではない。

また、補助金の適正使用のチェックは、当該情報以外の事業内容、金額部分などからでも目的を達することができる。

したがって、当該情報が心理的差別の原因となり得る情報である以上、これを単なる過去の補助金事業に関する情報としてとらえるだけではなく、同和・人権施策に関する情報ととらえる合理性は十分認められる。また、現に心理的差別を中心に社会的差別が存在する状況や同和施策を段階的に縮小し、一般施策への移行に伴い施設の位置付けや名称の見直しなどが行われている状況にもかんがみれば、現段階で、当該情報を公開すれば、心ない者に利用され新たな社会的差別をうむおそれや地区住民の行政に対する不信感が生じるおそれがあることから、今後の同和・人権施策の推進に著しい支障を生じるおそれがあると認められる。

よって、本件補助金交付事業に関連する地区が特定され得ると認められる情報については、条例第5条第6号後段に該当すると判断するものであるが、実施機関が、地区が特定され得る情報であると主張する情報の中には、当該情報とは認められないもの、又はその情報の性質上、非公開とすることが許容されない周知の事実たる情報も存在するため、以下個別具体的に地区が特定され得る情報であるかどうか検討することとする。

ア 地区名及び位置図について

当該情報は、本件公文書に記載の同和地区名を指す部分及び本件公文書のうち商工部関係文書及び農林水産部関係文書に添付されている位置図であるが、これらを公開すれば、本件補助金交付事業に関連する地区が特定され得ると認められる。

イ 施設名について

当該情報は、本件公文書のうち府民労働部関係文書及び農林水産部関係文書に記載されている情報であるが、まず、地区名を冠した施設の名称については、当該地区名から本件補助金交付事業に関連する地区が特定され得る情報であると認められる。

また、同和対策のために設置された公共的施設名についても、それが所在する場所から本件補助金交付事業に関連する地区が特定され得る情報であると認められる。

なお、当該施設の存在そのものは周知の事実であるが、存在そのものが明らかになっていることと本件公文書に記載された情報を明らかにすることでは、本件事業との関連がより明確になることなどから、明らかになる情報の性質が異なると考えられるため、取扱いに区別を設けることも合理性があると判断する。

しかし、町の施設の設置及び管理に関する条例（写）及び市町の予算・決算議決証明書については、それらの文書そのものが公表されていることから、これらを非公開とする理由がない。

また、地区名を冠しない一般的な施設名については、地区が特定され得る情報とは認められない。

ウ 団体名等について

当該情報は、本件事業に参加した任意団体名、農機具等の管理主体名及び事業実施組合名並びにその代表者名であるが、まず、地区名を冠した任意団体名及び農機具等の管理主体名については、当該地区名から本件補助金交付事業に関連する地区が特定さ

れ得る情報であると認められる。

また、事業実施組合名及びその代表者名については、これが、中小企業等協同組合法に基づく法人であることから、法人登記簿等と照らし合わせることにより、当該法人の所在が明らかになるため、本件補助金交付事業に関連する地区が特定され得る情報であると認められる。

しかし、それら以外の団体名については、地区が特定され得る情報であるとは認められない。

エ その他社会的差別を助長する情報が記載されている部分について

(ア) 本件公文書のうち商工部関係文書の「設立年月日」、「業種が判る部分」、「発注先企業名及び当該企業が特定できる部分」及び「補助金調書のうち事業の内容の部分」については、当該事業実施組合が中小企業等協同組合法に基づく法人であることから、法人登記簿等と照らし合わせることにより、登記簿情報それ自体あるいは登記簿に記載されている事業内容から当該法人が明らかになるため、地区が特定され得る情報であると認められる。

しかし、「従事予定者数」及び「組合員数」は法人登記事項ではなく、これらが明らかになっても当該法人が明らかにならない以上、地区が特定され得る情報であるとは認められない。

次に、「事業計画書のうち事業の必要性とその効果の部分」については、当該地区の産業の現況とそれによる事業の必要性及びその効果が詳細に記載されており、その内容から地区が特定され得る情報であると認められる。

しかし、「事業開始の経過」については、抽象的な事実が述べられているにすぎず、「業種」が判る部分を除き、その内容から地区が特定され得る情報であるとは認められない。

「建物構造」、「土地建物面積」及び「世帯数」については、これらを公開することにより地区が特定され得る情報であるとは認められない。

(イ) 本件公文書のうち農林水産部関係文書の「対象畜種」及び「受益頭数」については、補助対象施設が所在する市の区域内の畜産業者が極めて少数であるという状況から、これを公開することにより、対象事業者が明らかになるため、地区が特定され得る情報であると認められる。

しかし、「事業種目・事業内容」、「施設の規模」及び「施設の配置図」については、対象施設が所在する市町の区域内の状

況から、これらを公開しても当該生産事業者が明らかになるとはいえず、地区が特定され得る情報であるとは認められない。

オ 写真（個人を特定できるものを除く。）について

当該情報は、本件事業の履行を確認するため事業実績報告書に添付された写真であるが、地区名が記述されたものや背景から地区が特定され得るものが認められる。それ以外の写真については、地区が特定され得るとは認められない。

(2) 個人の氏名・所属団体名・職業・勤務先及び役職等について

当該情報は、本件公文書のうち府民労働部関係文書に記載の研修会等の講師に係る情報（以下「講師の氏名等」という。）及び本件事業で視察を行った際の視察先の財団法人の運営協議会の構成員に係る情報（以下「協議会構成員の氏名等」）であると認められる。

実施機関は、これらの情報については、条例第5条第1号に該当すると説明するので、これについて検討する。

条例第5条第1号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシーを保護するため、個人が特定され得る情報のうち、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものについて、それが記録されている公文書を非公開とすることを定めたものである。

「個人が特定され得る」とは、個人が明らかに特定される場合ももとより、個人が特定される可能性がある場合をいう。

氏名等のように個人が直接特定できるような情報はもとより、他の情報と組み合わせることにより特定される情報も条例第5条第1号に該当する情報である。

「通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる」とは、他人に知られたくないと望むことが社会通念上正当であることをいう。

ア 講師の氏名等について

異議申立人は、補助対象事業に係る研修会等の講師は、公的な資金から報酬を受け取り、不特定多数人を対象に研修等を行い、また、講師の氏名等の刷り込まれた案内チラシなどが配布あるいは掲示されていることが多いことなどから、講師の氏名等は、私的領域に含まれるものではなく、条例第5条第1号の個人情報には該当しないと主張する。

例えば、公務員の公務遂行に関する情報は、条例第5条第1号の個人情報には該当しないと解されるが、これは、「通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる」事情が存在しないことによるものである。

しかしながら、公金の支出された講師の氏名等は、公費の適正執行という観点から公開要請が強い情報ではあるが、公開することにより、個人の私生活上の平穩を不当に侵害するおそれがあるなど、通常他人に知られたくないと望むことが正当である特段の事情が存在する場合には、条例第5条第1号の個人情報に該当する。

そこで、当該情報の個人情報該当性を検討すると、本件事業は、同和地区の文化芸術振興及び青少年・女性活動促進を図ることを目的として、同和対策のために設置された公共的施設等が実施するものであるが、地区外の者も含めて広く参加者を募っているものもあれば、地区内の住民を対象に若干名で実施しているものもあり、その形態、規模も様々であることが認められる。

また、同和地区出身者に対する社会的差別の解消は、年来の重要な行政課題であったが、行政又は民間の諸氏の努力の結果、一定程度の問題解決の前進がみられ、とりわけ経済的な条件の改善には一定の進歩があったと評価されているところであるが、京都府の平成5年度同和地区実態把握等調査「人権と同和問題についての府民意識調査」の結果にもあるように、同和地区出身者に対する差別事象は、なお存在し、人の心の中における差別の完全な解消の困難さについても指摘されているところである。

このように、とりわけ心理的差別を中心として、なお差別が解消されていないという現況においては、情報を公開することにより、新たな心理的差別事象を起こさないように十分配慮することもまた重要なことである。

当該事業が地区内の住民を対象とする事業活動である場合においては、地域のリーダー的役割を果たす担い手を育成するという目的をも有していることから、講師については、同和地区との密接、特別な関係をもっている者に依頼することが多分に想定され、また、地区外も含め広く周知されているとも認められないため、当該事業の講師の氏名等を公開することにより、新たな心理的差別に直面するといった事態を引き起こすおそれがあるといえる。

したがって、このような場合の講師の氏名等は、公開することにより、個人の私生活上の平穩を不当に侵害する行為につながるおそれがあるという特段の事情が存することから、これを保護しようとすることも、個人のプライバシー保護に最大限の配慮をし

ようとする条例の精神にかなうものであり、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。

しかし、地区外の者も含めて広く参加者を募るような形態などにおいては、講師の氏名等は広く周知されていると考えられることなどから特段の事情も存在せず、通常他人に知られたくないと望むことが正当であるとは認められない。

イ 協議会構成員の氏名等について

当該情報は、確かに公的性格の強い財団法人の構成員に係る情報であるが、いわゆる運営協議会という内部組織に係る情報であり、そのメンバーになるか否かということは通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。

(3) 事業実施組合の従業員の収入、収入支出計画及び資金調達方法等について

当該情報は、本件公文書のうち商工部関係文書の補助金交付申請書に添付された「組合負担額の調達方法」、事業計画書のうち「組合収入支出計画書」の部分及び同和地区産業振興補助金調書に記載された「従業員1人当たり収入」並びに「平成9年度組合収入支出計画」の部分である。

実施機関は、これらの情報については、条例第5条第3号に該当すると説明するので、これについて検討する。

条例第5条第3号は、法人等又は事業を営む個人には、社会の構成員としての自由な事業活動が認められており、その事業活動上の利益も十分尊重、保護されなければならないことから、法人等又は事業を営む個人の正当な利益を害すると認められる情報が記載されている公文書については、公開できない旨定めたものである。

実施機関は、これらの情報は事業実施組合が事業活動を行う上での内部管理情報であり、これらの情報が明らかにされると、組合の経営内容や信用力が推定され、あるいは事業運営、取引関係を損なうことになりかねず、公開することにより、組合の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められると主張する。

しかし、2(1)ウで検討、判断したとおり事業実施組合名を公開しない以上、そもそも実施機関が主張するような法人等の正当な利益を害するおそれは存在しない。

なお、「組合収入支出計画書」のうち取引先、業種がわかる部分

については、2(1)エ(ア)で検討、判断したとおり地区が特定され得る情報であるため非公開が妥当と判断する。

(4) 予定価格（金額の部分）について

当該情報は、本件公文書のうち農林水産部関係文書に記載されている当該補助金事業実施主体たる市が契約を締結するにあたっての予定価格である。

実施機関は、これらの情報については、条例第5条第6号に該当すると説明するので、これについて検討する。

実施機関は、当該情報は、府が交付すべき補助金の額を確定するために知り得た市町の情報であるため、これら市町に対し意見照会をしたが、非公開とされたい旨の回答をした市の意向に反し、これを公開すれば、当該市の入札業務の公正かつ適正な執行に著しい支障が生じることとなり、ひいては府における当該補助事業の目的が達成されなくなるおそれがあると主張する。

しかし、実施機関においては、不正な入札の抑止力となり得ることや積算の妥当性の向上に資することを理由に、平成10年10月より工事の予定価格について事後公表制度を導入していることからみても、予定価格を事後に公開したからといって、競争入札制度が機能しなくなるおそれがあるとは到底認められない。

よって、非公開とされたい旨主張した市の入札業務の公正かつ適正な執行に著しい支障を生じるおそれもなく、実施機関の主張には理由がない。

3 結 論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

別 表

公文書名	公開すべき部分
<p>平成8年度同和地区文化芸術振興事業補助金の交付決定及び経費の支出について（執行協議）</p>	<p>個人の氏名・所属団体名・職業・勤務先及び役職のうち 地区外の者も含めて広く参加者を募る形態など特段の事情が存しない講師の氏名等 （86,150,151頁） 本件補助金交付事業に関連する地区名・施設名・団体名・市及び町からの提出の証明書、同人誌名等社会的差別を助長する情報が記載されている部分のうち 地区名を冠しない一般的な施設名（同和対策のために設置された公共的施設名を除く。） 地区名を冠しない任意団体名 市及び町からの提出の予算議決証明書 同人誌名</p>
<p>平成8年度同和地区文化芸術振興事業補助金の額の確定について</p>	<p>個人の氏名・所属団体名・職業・勤務先・役職のうち 地区外の者も含めて広く参加者を募る形態など特定の事情が存しない講師の氏名等 （93,149,169,170頁） 本件補助金交付事業に関連する地区名・施設名・団体名・市及び町からの提出の証明書、同人誌名等社会的差別を助長する情報が記載されている部分のうち 地区名を冠しない一般的な施設名（同和対策のために設置された公共的施設名を除く。） 同和対策のために設置された公共的施設の職員名 地区名を冠しない任意団体名 市及び町からの提出の決算見込証明書 同人誌名 本件補助金交付事業に関連する地区が特定等され得る写真のうち 背景から地区が特定され得るものを除く写真（81頁上段,85,88頁中段,100頁中・下段,101頁）</p>

（注）本表に示した頁とは、各公文書の表紙を1頁とし、順次通し番号を付した場合の該当ページである。

公文書名	公開すべき部分
<p>平成8年度同和地区青少年・女性活動促進事業補助金の交付決定及び経費の支出について</p>	<p>個人の氏名・勤務先・役職等個人が特定され得る部分（公務員の氏名等を除く）のうち 地区外の者も含めて広く参加者を募る形態など特段の事情が存しない講師の氏名等（115,120頁） 本件事業補助金に関連する地区名・施設名・団体名・市及び町からの提出の証明書等社会的差別を助長する情報が記載されている部分のうち 地区名を冠しない一般的な施設名（同和対策のために設置された公共的施設名を除く。） 地区名を冠しない任意団体名 市及び町からの提出の予算議決証明書</p>
<p>平成8年度同和地区青少年・女性活動促進事業補助金の額の確定について</p>	<p>個人の氏名・勤務先・役職等個人が特定され得る部分（公務員の氏名等を除く）のうち 地区外の者も含めて広く参加者を募る形態など特段の事情が存しない講師の氏名等（198,202,272,360,362頁） 本件事業補助金に関連する地区名・施設名・団体名・市及び町からの提出の証明書等社会的差別を助長する情報が記載されている部分のうち 地区名を冠しない一般的な施設名（同和対策のために設置された公共的施設名を除く。） 地区名を冠しない任意団体名 市及び町からの提出の決算見込証明書 本件補助金交付事業に関連する地区が特定等され得る写真のうち 背景から地区が特定され得るものを除く写真（170頁上段）</p>

公文書名	公開すべき部分
平成8年度京都府同和地区産業振興補助金の交付決定及び経費について	<p>本件補助金交付事業に関連する地区名、事業実施組合、施設等社会的差別を助長する情報が記載されている部分のうち</p> <p>当該事業実施組合の従事予定者数及び組合員数</p> <p>事業開始の経過（業種がわかる部分を除く。）</p> <p>建物構造、土地建物面積及び世帯数</p> <p>事業実施組合の従業員の収入、収入支出計画、資金調達方法の部分（取引先、業種がわかる部分を除く。）</p>
平成8年度京都府同和地区産業振興補助金（平成8年度実績分）の額の確定について	<p>本件補助金交付事業に関連する地区名、事業実施組合、施設等社会的差別を助長する情報が記載されている部分のうち</p> <p>当該事業実施組合の従事予定者数及び組合員数</p> <p>建物構造、土地建物面積及び世帯数</p>
平成8年度京都府同和地区産業振興補助金（平成9年度繰越分）の額の確定について	<p>本件補助金交付事業に関連する地区名、事業実施組合、施設等社会的差別を助長する情報が記載されている部分のうち</p> <p>当該事業実施組合の従事予定者数及び組合員数</p> <p>建物構造、土地建物面積及び世帯数</p>
平成8年度農林漁業同和対策事業（小規模地域改善対策事業）費補助金の交付決定について（第1次）（農産流通課所管分）	<p>本件補助金交付事業に関連する地区名、施設、農機具等社会的差別を助長する情報が記載されている部分のうち</p> <p>事業種目及び事業内容</p>
平成8年度農林漁業同和対策事業（小規模地域改善対策事業）費補助金の交付決定について（第2次）最終（農産流通課所管分）	<p>本件補助金交付事業に関連する地区名、施設、農機具等社会的差別を助長する情報が記載されている部分のうち</p> <p>町の施設の設置及び管理に関する条例（写）</p> <p>事業種目・事業内容及び施設の規模</p>

公文書名	公開すべき部分
<p>平成8年度農林漁業同和対策事業（小規模地域改善対策事業）費補助金の額の確定について （農産流通課所管分）</p>	<p>本件補助金交付事業に関連する地区名、施設、農機具等社会的差別を助長する情報が記載されている部分のうち 町の施設の設置及び管理に関する条例（写） 事業種目・事業内容、施設の規模及び施設の配置図 予定価格（金額の部分） 本件補助金交付事業に関連する地区が特定等され得る写真のうち 地区名が記述されたものや背景から地区が特定され得る写真を除く部分 （121頁下段, 197, 219頁中段, 357～362頁）</p>
<p>平成8年度農林漁業同和対策事業（小規模地域改善対策事業）費補助金の交付決定について</p>	<p>本件補助金交付事業に関連する地区名及び導入施設の管理主体名等社会的差別を助長する情報が記載されている部分のうち 管理主体名（地区名を除く。）</p>
<p>平成8年度農林漁業同和対策事業（小規模地域改善対策事業）費補助金の額の確定及び支出について （畜産課所管分）</p>	<p>本件補助金交付事業に関連する地区名及び導入施設の管理主体名等社会的差別を助長する情報が記載されている部分のうち 管理主体名（地区名を除く。） 予定価格（金額の部分）</p>

公文書の件名	決定	非公開部分
平成8年度京都市府同和地 成産業振興補助金の額の確 区産業年度繰越分）の成確 9年に定	部公開	<ul style="list-style-type: none"> ・個人印の印影（条例5条第1号及 ・及び7号）交付事業に連する地 ・本件補助金を実施する組合、施設等社会 ・区的差、別を助長する情報が記載され ・ている部分（第5条第6号） ・写真（本件補助金交付事業に連 ・する地区が特定され得るもの）（条 ・例第5条第6号） ・法人代表者印の印影（条例第5条 ・第3号及び第7号） ・工事詳細設計書（条例第5条第6 ・号） ・設計図面（本件補助金交付事業に ・連する地区が特定等され得るも ・の）（条例第5条第6号）
平成8年度農林漁業同和 対策事業（業）に就いて（第1 善交付次）（農産流通課所管分）	部公開	<ul style="list-style-type: none"> ・個人印の印影（条例第5条第1号 ・及び7号）交付事業に連する地 ・本件補助金を実施する農機具等社会 ・区的差、別を助長する情報が記載され ・ている部分（条例第5条第6号）
平成8年度農林漁業同和 対策事業（業）に就いて（第2 善交付次）（農産流通課所管分）	部公開	<ul style="list-style-type: none"> ・個人印の印影（条例第5条第1号 ・及び7号）交付事業に連する地 ・本件補助金を実施する農機具等社会 ・区的差、別を助長する情報が記載され ・ている部分（条例第5条第6号）
平成8年度農林漁業同和 対策事業（業）に就いて（第1 善額の農産流通課所管分）	部公開	<ul style="list-style-type: none"> ・個人印の印影（条例第5条第1号 ・及び7号）交付事業に連する地 ・個人氏名・役職名等個人が特定等 ・を除く部分（条例第5条第1号） ・本件補助金を交付する農機具等社会 ・区的差、別を助長する情報が記載され ・ている部分（条例第5条第6号） ・予定価格（金額の部分）（条例第 ・5条第6号） ・個人が特定され得る写真（条例第 ・5条第1号） ・本件補助金交付事業に連する地 ・区的差、別を助長する情報が記載され ・ている部分（条例第5条第6号）

公文書の件名	決定	非公開部分
平成8年度農林漁業地域和改 策事業（業）に 対付決定課所管 畜産課	部公開	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人印の印影（条例第5条第1号 及第7号） ・ 本人補助金交付事業に 社名及び社会的差別的な 区別を施す（条例第5条第6号） ・ 対象畜種、受益頭数（条例第5条 第1号及び第6号）
平成8年度農林漁業地域和改 策事業（業）に 対付決定課所管 畜産課	部公開	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人印の印影（条例第5条第1号 及び第7号） ・ 法人代表者印の印影（条例第5条 第3号及び第7号） ・ 個人が特定され得る （公務員の氏名等を除く） （条例第5条第1号） ・ 本人補助金交付事業に 社名及び社会的差別的な 区別を施す（条例第5条第6号） ・ 対象畜種、受益頭数（条例第5条 第1号及び第6号） ・ 本人が特定等され得る 写真（条例第5条第6号） ・ 位置図（条例第5条第6号） ・ 予定価格（金額の部分）（条例第 5条第6号）